令和５年度岩泉町町民アイデア実践支援事業募集要項

１　町民アイデア実践支援事業とは

　　町全体の活性化を図るため、町内の団体が実施する個性と自主性を生かした活動を支援するものです。

２　対象団体

　　次の要件を全て満たす団体が対象です。

（１）５人以上で構成され、かつ、構成員の２分の１以上が町内に住所を有する者で構成されるものであること。

（２）中学生以上で構成された団体であること。（未成年者のみで構成する場合は、構成員に保護者、教職員等を1人以上含み５人以上とすること。）

（３）政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。

（４）暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

３　対象事業（活動）

　　団体自らが実施する個性と自主性を生かした活動で、次の要件に該当するものです。

（１）岩泉町未来づくりプランに掲げる重点プロジェクトの推進に資する事業

（２）その他町長が町の活性化に特に必要と認める事業

※次のいずれかに該当するものは、補助対象外となります。

○国、県、町等他の補助金の交付を受けているもの。

　　○個人の趣味的活動が目的となっているもの。

　　○事業の効果が特定の個人、団体のみに帰属し、町内への波及効果が低いもの。

《岩泉町未来づくりプラン ～重点プロジェクト～》

　　「岩泉町未来づくりプラン（岩泉町総合計画）」は、岩泉町のまちづくりを進めるうえで、最も基本となる最上位計画となります。この計画は、７年後の岩泉町の将来像を描き、その実現に向けた基本計画と、重点的に取り組む施策、各分野で推進する施策を体系的に整理しています。

　　重点プロジェクトとして、以下の５つを掲げています。

|  |  |
| --- | --- |
| 重点プロジェクト | 内　容 |
| 重点プロジェクト１  **魅力ある居住環境の整備** | 良質な居住環境は、生活の根幹であり、定住を検討するうえでも重要な要素となります。人口減少が進む中で、町内外を問わず、特にも若い人や単身者が、住宅や宅地を容易に取得できる環境づくりに取り組みます。 |
| 重点プロジェクト２  **結婚・出産・子育て環境の充実** | 少子化の時代の中で、まちの活力を持続的に維持し、活性化していくため、若者や子育て世代が岩泉町での生活を選択し、未来を担う子どもたちを健康で安心して産み育てられる環境づくりを進めます。 |
| 重点プロジェクト３  **関係人口の拡大** | 都市部から本町への移住促進、また本町出身者の呼び込みに対する取組を進めるとともに、本町が持つ多様な観光資源の更なる魅力を創造し、多様化・個性化するニーズに対応する受け入れ態勢を構築することで、関係人口を増やすとともに将来的な移住者の増加につなげます。 |
| 重点プロジェクト４  **産業の強化による働く環境の整備** | 基幹産業である農林水産業の生産基盤の強化、地域資源の６次産業化やブランド化を進めるとともに、中小企業や第三セクターの支援等による雇用の場の確保に努めます。また、次世代の産業を担う担い手を育成します。 |
| 重点プロジェクト５  **維持する集落形成** | 自然減や社会減による人口減少は、本町において特に深刻な課題であり、様々な地域活動が困難になることが予想されます。また、平成28年台風第10号豪雨災害による住宅移転により、コミュニティの再構築も必要となっています。このような中で、将来にわたり持続ある地域社会の形成を目指します。 |

４　補助対象経費

　　補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費です。ただし、次の経費は対象外となります。

【対象外経費】

○団体の経常的な運営に要する経費

○領収書等により団体が支払ったことが明確に確認できない経費

○その他、町長が適切でないと認めた経費

５　補助金額

　　補助金額は、補助対象経費の９割以内の額で、20万円が上限となります。（1,000円未満の端数が出た場合は切捨て）

なお、補助金交付決定額の８割以内の額で前金払いを受けることができます。

【留意点】

○補助金の交付は、１事業につき１回となります。ただし、年度を異にして事業を継続する場合は、同一事業につき３回までとなります。（毎年度申請が必要です。）

○同一年度内に、同一の団体に対する補助金の交付は、１事業です。

６　補助対象期間（事業実施（活動）期間）

　　補助金の交付決定日（令和５年６月下旬予定）から令和６年３月31日までとなります。

７　アイデア提案受付

◆受付期間　　令和５年４月３日（月）～令和５年５月26日（金）

◆受付場所　　岩泉町役場政策推進課（本庁舎４階）又は各支所

◆受付時間　　開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

◆提出書類　　①岩泉町町民アイデア実践支援事業提案書（様式第１号）

　　　　　　　②その他事業の内容を説明する資料、積算の根拠となる資料（見積書等）等

　　　　　　　※提案書の様式は岩泉町役場政策推進課、各支所又は町ホームページにあります。

◆提出方法　　岩泉町役場政策推進課又は各支所までお持ちください。

８　アイデア提案会

◆応募団体はそれぞれのアイデアをプレゼンテーションしていただきます。

　○日時：令和５年６月上旬から中旬

　○場所：岩泉町役場会議室（予定）

　○内容：各団体15分程度（プレゼンテーション10分、質疑応答５分）

　※日時等の詳細については、応募団体に通知します。

　※プレゼンテーションの順番は、応募受付順に行う予定です。

◆審査基準

　次の審査項目の内容に基づき審査を行い、補助対象団体、補助金額等を決定します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 項　目 | 内　容 |
| １ | 必要性 | ①岩泉町未来づくりプランに掲げる重点プロジェクトの推進に資する事業  重点プロジェクトの推進つながることが期待できること。  ②その他町長が町の活性化に必要と認める事業  　町の課題を的確にとらえ、解決に向けた取り組みとなっていること。 |
| ２ | 公益性 | 特定の人物・団体にのみ効果を及ぼす事業でなく、事業の成果が町全体の活性化に資するものであること。 |
| ３ | 創意性 | 個性・自主性・創意工夫など斬新なアイデアが見られること。 |
| ４ | 実現性 | 実行可能な方法、スケジュール、予算で事業計画が立案されていること。 |
| ５ | 妥当性 | 申請金額が根拠をもって見積もられ、適切な事業規模であること。 |

◆アイデア提案会の結果は文書により郵送で通知します。

９　事業の流れ・スケジュール

◆事業の流れ

◆スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 事　項 | 月　日 |
| アイデア提案受付 | 令和５年４月３日（月）～令和５年５月12日（金） |
| アイデア提案会  （プレゼンテーション） | 令和５年６月22日(木） |
| アイデア提案会結果通知 | 令和５年６月下旬頃 |
| 補助金交付申請受付・補助金交付決定通知 | 令和５年６月下旬頃（結果通知後）～ |
| 事業実施 | 補助金交付決定通知後 |
| 補助金実績報告書の提出 | 事業完了日から14日を経過した日、又は令和６年３月31日のいずれか早い日まで。 |

10　情報公開

　補助事業を実施した団体の名称、事業内容等に関する情報は、町ホームページ、広報いわいずみ等で紹介します。

11　問い合わせ先

岩泉町役場　政策推進課　政策推進室

〒027-0595　岩泉町岩泉字惣畑59番地５

TEL：0194-22-2111　　FAX：0194-22-3562